

令和5年9月15日

第3回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和5年9月15日(金) 午後2時
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 3階 あぶくま
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	
5. 欠席の委員 17番 古関 恵子
6. 事務局の出席者

事務局 長	堀江 清一		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 農地等利用最適化推進施策についての意見書について
追加議案
- 第1号 福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第7号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
農地係長	17番 古関恵子委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第3回総会を開催いたします。なお、これまでは委員の発言許可を議席番号としておりましたが、会長判断により、本総会から発言委員の氏名を呼び発言許可といたします。なお、発言を求める委員は、従前のとおり議席番号を発言ください。
	福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	3番：柴山栄重委員、15番：安齋昭通委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日午後4時までとしたいと思います。ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
農地係長	【議案第1号から報告までを上程する。(86件)】
	合計86件、令和5年9月15日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	栗原委員(発言を許可する。)
1番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、譲受人の畑と隣接しており耕作利便で、経営規模の拡大をするものです。整理番号2番ですが、譲渡人は体調不良のため耕作が難しく、譲渡人の親戚である譲受人が自作地付近で耕作利便のため所有権を移転する案件です。周辺農地に影響はなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号3番、4番の説明をいたします。整理番号3番ですが、譲渡人は高齢のため耕作が難しく、譲受人が自家消費栽培のため所有権を移転する案件です。整理番号4番ですが、譲渡人は農業をする意思がなく、譲受人が以前から申請地を借受し耕作をしておりましたが、今回所有権を移転するものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	菱沼委員（発言を許可する。）
13番	整理番号5番について説明いたします。申請地ですが、自作地続きで耕作利便のため所有権を移転する案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	3ページ、区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号6番について説明いたします。譲受人は自作地続きで耕作利便のため、所有権を移転する案件です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号7番から10番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号7番から10番について説明いたします。4件とも新規営農開始で、整理番号7番はアスパラガスを栽培予定です。整理番号8番から10番は、色々な種類の野菜を栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	4ページ、区域番号7番、整理番号11番から13番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号11番から13番について説明いたします。整理番号11番ですが、譲受人は果樹専業農家で後継者ができ、経営規模を拡大する案件です。整理番号12番ですが、譲渡人は県外に在住しており、農業をする意思がなく譲受人に所有権を移転する案件です。整理番号13番ですが、譲渡人の畑を借りて栽培しておりましたが、所有権を移転し経営規模の拡大をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。 議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	菱沼委員（発言を許可する。）
13番	整理番号1番について説明いたします。整理番号1番ですが、転用目的は農業用物置を建てるものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議

	のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号2番について説明いたします。申請者の農家住宅を建てるもので、周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転7件、賃借権設定3件、使用貸借権設定1件、計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番から4番について説明いたします。整理番号1番ですが、駐車場を含め住宅を建てる案件です。整理番号2番ですが、露天資材置場及び駐車場を拡張するものです。整理番号3番ですが、土地改良のため一時転用をしておりましたが、土盛りが終わっていないため期間を延長するものです。整理番号4番ですが、申請地の水の便が悪く耕作しておらず、太陽光発電設備を設置するものです。4件とも周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号5番及び7ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」の

	とおります。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求め。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号5番、6番について説明いたします。整理番号5番ですが、譲渡人が農地を相続しましたが県外に在住しており農業する意思がなく、譲受人が駐車場不足のため所有権を移転する案件です。整理番号6番ですが、譲受人の会社の資材置場及び駐車場に利用するため所有権を移転する案件です。2件とも周辺農地への影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求め。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号7番の説明をいたします。個人所有の農地を譲渡人が経営する会社に所有権移転する案件です。周辺農地に影響はなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号8番から10番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求め。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号8番から10番まで説明をいたします。3件とも、譲受人が申請地に住宅を建てる案件です。農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	8ページ、区域番号7番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求め。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号11番の説明をいたします。譲渡人は令和元年に農地を取得し作物を栽培していま

	したが、土に石などが多く作物が育たないため、賃借権を設定し太陽光発電設備を設置する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の9ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。8月2日に農業委員、推進委員、事務局で現地の確認を行い、山林化していると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号2番について説明いたします。8月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地の確認を行い、山林化し耕作は困難と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長	議案書の10ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が3件、6,388㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 11ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。借受人は以前から貸付人の畑を借りてももを栽培しておりました。JAからの移行ということで、問題ないと思われます。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」及び別添調査書のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号2番について説明いたします。借受人はきちんと野菜を栽培できると、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号3番について説明をいたします。2、3年前に、新規就農でJAの紹介により農地を借り、ミニトマトの栽培をしております。今回、農地中間管理機構を通し農地を借り、規模拡大をする案件です。若い方なので地域の支えが必要なため、見守りながら育てていこうということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の12ページをご覧ください。議案第6号「令和6年度農地利用最適化推進施策についての意見書について」でございますが、これまでの経過についてご説明させていただきます。5月の区域協議会で各委員の皆様は、昨年度の意見書を基に、変更・修正・追加・削除・新規の意見項目についてご検討いただき、6月の区域協議会でそれぞれご提出をいただきました。各区域協議会会長にご意見を取りまとめていただいた後、事務局で原案を作成しました。8月の議案発送時に、全委員にその意見書（案）をお送りし、8月の各区域協議会で最終検討をいただいたところです。そして、去る8月28日に渡邊委員長を座長に農政対策小委員会を開催し、取りまとめた最終案を9月の各区域協議会でご審議いただきました。今回の総会でご承認後、10月11日（水曜日）に市長に対して意見書を提出いたします。それでは、内容について、大項目の紹介をさせていただきます。（項目ごとの見出しを読み上げる）以上でございます。次に、意見書の取りまとめにあたっての考え方などについて、渡邊委員長よりお話を頂ければと存じます。よろしくお願いいたします。
委員長（14番）	事務局より意見書取りまとめの経過について説明がありましたので、私からは意見書の取りまとめにあたっての考え方、内容等についてご説明いたします。昨年度提出した意見書の4つの大項目を継続しまして、内容を追加・整理し、さらにまとまりのある意見書といたしました。今年度は新規の意見が2項目、項目に新たな意見を追加したものが2項目あります。また、意見書に対する施策が図られている場合もありますので、そういった施策内容を確認し削除するとともに、継続の場合でも新しい施策を追記しております。さらに、意見書の作成方法として、意見の文言を「～を求めます」という表現から、「～を検討すること」ですとか「～を実施すること」というような表現に変更しております。これは、意見書ということで、ある程度強めの言い回しに変更したものです。以上を踏まえ、意見書（案）を作成し、去る8月28日に中村会長のご出席のもと、農政対策小委員会におきまして、議論を行い最終案としてまとめさせていただきました。昨年度の意見書は、私たちの意見・要望の6項目について予算化され、意見が大きく反映されましたので、今年度も我々の意見・要望が一つでも多く反映されるよう、今回の議案を10月11日に意見書として市長へ提出いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 令和6年度農地等利用最適化推進施策についての意見書について、原案のとおり決定いたします。 ここでお諮りいたします。 事務局より、「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」の追加議案が提出されていますが、これを議案に追加し、直ちに審議したいと存じますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、追加議案第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局長	追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」をご説明いたします。令和5年7月20日より1名の欠員となっておりました須南区域の農地利用最適化推進委員につきましては、欠員補充のため、8月7日から9月5日まで一月間募集を行い、結果1名の推薦がございました。農業委員会等に関する法律第19条第3項に則り、推薦及び募集の結果を尊重するものとし、安藤信夫（あんどうのぶお）氏の選任を決定いただくものでございます。
議長	事務局より説明がありましたが、ただ今の案件につきまして質疑を行います。ご意見、ご質問、ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	特に発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。それでは、追加議案第1号につきまして採決を行います。挙手をもって採決します。追加議案第1号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。 〔挙手数確認、議長へ報告〕
議長	賛成多数と認め、追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	議案書18ページ、報告第1号から31ページ報告第8号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	質問させていただきます。太陽光発電の営業活動が活発で、これから太陽光発電の設置が増えてしまうことに不安があります。太陽光発電の設置を規制することはできないのでしょうか。また、太陽光発電施設設置により地域計画に影響はないのでしょうか。
議長	事務局、お願いします。
農地係長	現時点では、農地への太陽光発電の設置となれば、農地法に基づいて判断することになります。現在進めている地域計画については、国から「農地法の運用について」の通知が出ており、その中で地域計画に係る農地を農地以外にすることにより、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可することができないとされております。具体的には、地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合。農業を担う者が特定されている場合において、その者に係る区域内農地を農地以外の用途に供する場合。地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、農用地利用の集積及び農用地の集団化に関する目標達成に支障が生じる場合となり、これらは、農地法で定める「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがある場合」に該当するとされています。地域計画の中で、守るべき農地・担い手を明確にしていくことが必要です。
事務局長	補足になりますが、地域計画の第1回目の協議が終わり、これから来年に向けて、目標地図の策定に入りますが、地域の皆様の声を聴き、守りたい農地をぜひ地図に反映していただきたいと思います。
議長	事務局からの説明で、柴山委員よろしいでしょうか。

3番	わかりました。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを尾形寅昭会長代理よりお願いいたします。 (会長代理より閉会の言葉)
会長代理	慎重審議ありがとうございました。 これで、第3回総会を終了いたします。

(午後3時5分)

令和5年9月15日

これは、福島市農業委員会第3回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人3番 柴山 栄重

議事録署名人15番 安齋 昭通